

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月10日
【発行者名】	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 本間 義昭
【本店の所在の場所】	東京都杉並区和泉一丁目22番19号
【事務連絡者氏名】	塩山 和俊
【電話番号】	03-3323-6201
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ハリス世界株ファンド（資産成長型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ハリス世界株ファンド(資産成長型)

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

②ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託会社である朝日ライフ アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

③委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、純資産総額(信託財産の資産総額から負債総額を控除した額)を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページ <http://www.alamco.co.jp/>

フリーダイヤル 0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%^注(税抜3.0%)を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

注：消費税率が10%となった場合は3.3%となります。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2019年6月11日から2019年12月5日までとします。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

取得申込みを取り扱う販売会社については委託会社の照会先までお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	http://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、取得申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

振替受益権にかかる各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に支払うものとします。取得申込みを取り扱う販売会社については委託会社の照会先までお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	http://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（11）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

- ①当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります（販売会社によっては、取り扱うコースがどちらか一方になる場合があります。また、コース名は販売会社により異なる場合があります。）。
- ②取得申込金額には、利息はつきません。
- ③日本以外の地域における発行は行っていません。
- ④振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度の受益権であり、社振法の規定の適用を受け、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われます。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

②商品分類・属性区分

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次のとおりです。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券 不動産投信 その他資産 ()
	海外	
追加型投信	内外	資産複合

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
	年2回	日本	ファミリーファンド	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米		あり ()
	年6回 (隔月)	欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア		
その他資産 (投資信託証券(株式))	日々	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型	その他 ()	エマージング		

<各分類および区分の定義>

商品分類

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(株式))	目論見書または信託約款において、主として株式に投資する投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を除く)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリー ファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託 [※] （ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。 ※マザーファンドとすることがあります。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

（注1）上記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類・属性区分を反転表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

（注3）その他の商品分類・属性区分の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

③信託金の限度額

3,000億円とします。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

●世界の株式に投資

日本を除く世界各国の株式のうち、時価総額の大きな銘柄にグローバルな視点で投資し、値上がり益の獲得および配当等収益の確保を目指して運用を行います。

エマージング諸国の株式も投資対象としますが、投資割合はポートフォリオの30%以内とします。

●ハリス・アソシエイツ社に運用を委託します。

バリュー株投資で評価の高い米ハリス・アソシエイツ社に、マザーファンドの外貨建資産の運用指図に関する権限を委託し、同社の卓越した調査能力に基づき、銘柄選択を行います。

▼ハリス・アソシエイツ社（ハリス・アソシエイツ・エル・ピー）について

- ・ハリス・アソシエイツ社は、1976年にシカゴを本拠地として設立されました。
- ・バリュースタイルの運用に確固たる信念を持ち、すべての株式ファンドを一貫したバリューの哲学に基づき運用しています。
- ・運用資産1,073億米ドル（2018年12月末）

●厳選投資

企業訪問を含む企業調査を基本としたボトムアップ・アプローチにより、フリーキャッシュフロー、利益成長の潜在能力、業界における競争力、経営者の経営方針等から独自に評価した企業価値に対し割安な銘柄を発掘し、厳選投資します。

その時々で最も割安で魅力的と判断する中大型株20～50銘柄程度に厳選投資します。

※中大型株とは、その時々で時価総額の大きな銘柄をいいます。

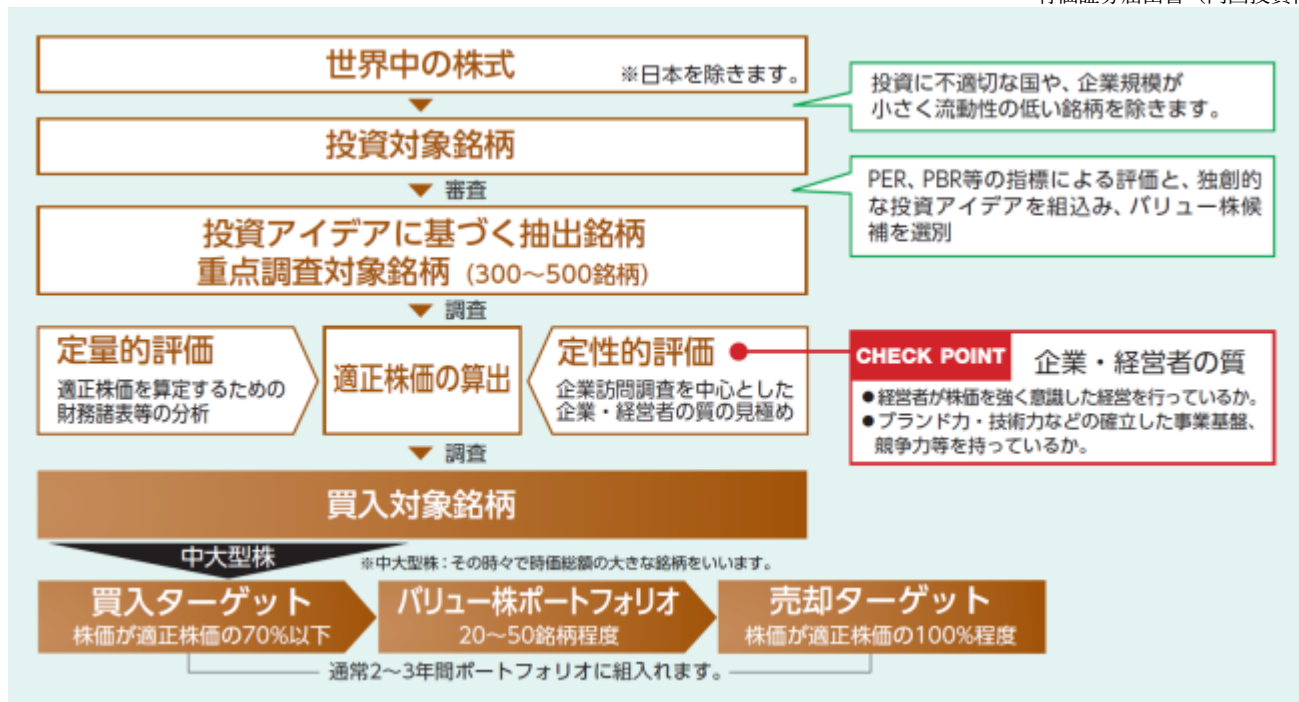
●銘柄本位

国や業種などにはこだわらず、個別の銘柄選択の積み上げにより銘柄本位でポートフォリオを構築します。

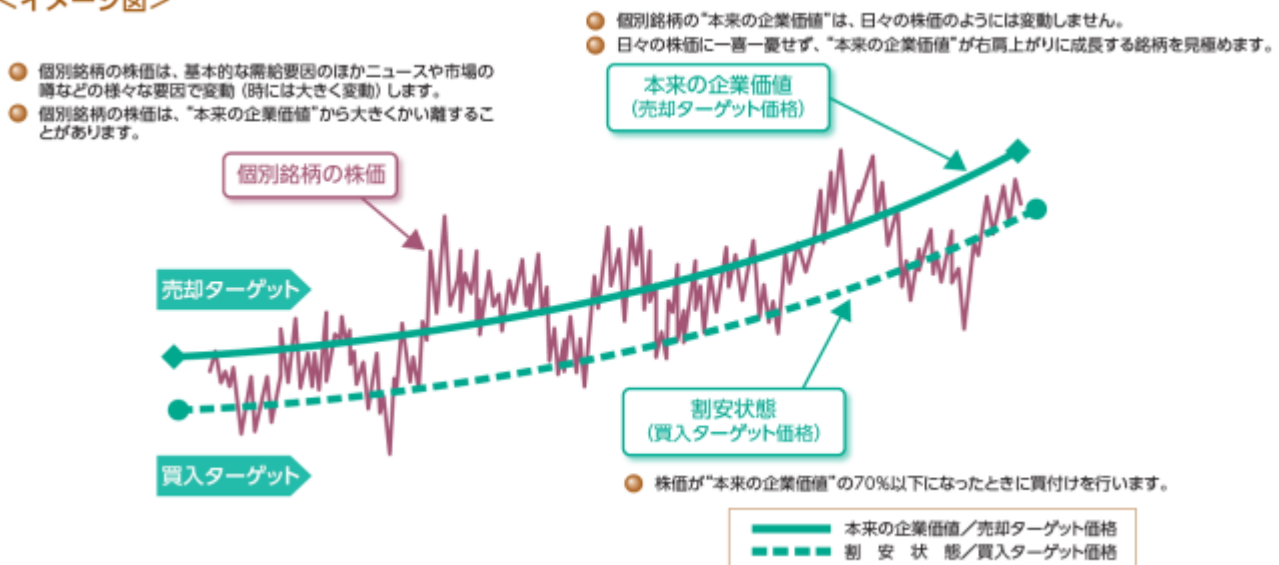
●為替

対円での為替ヘッジは、原則として行いません。

なお、対米ドルでは、円以外の通貨にかかる外国為替予約取引を行うことがあります。



<イメージ図>



資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

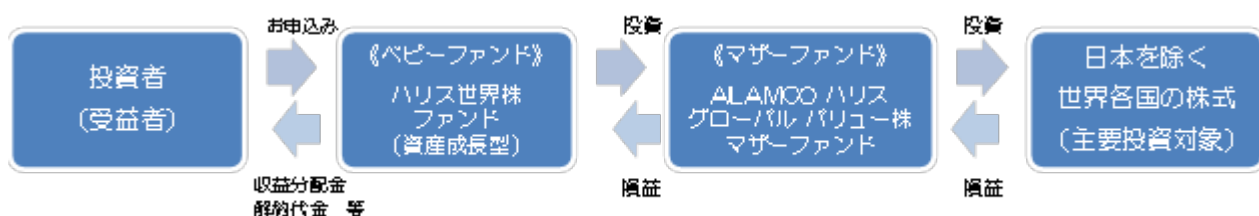
(2) 【ファンドの沿革】

2018年6月26日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

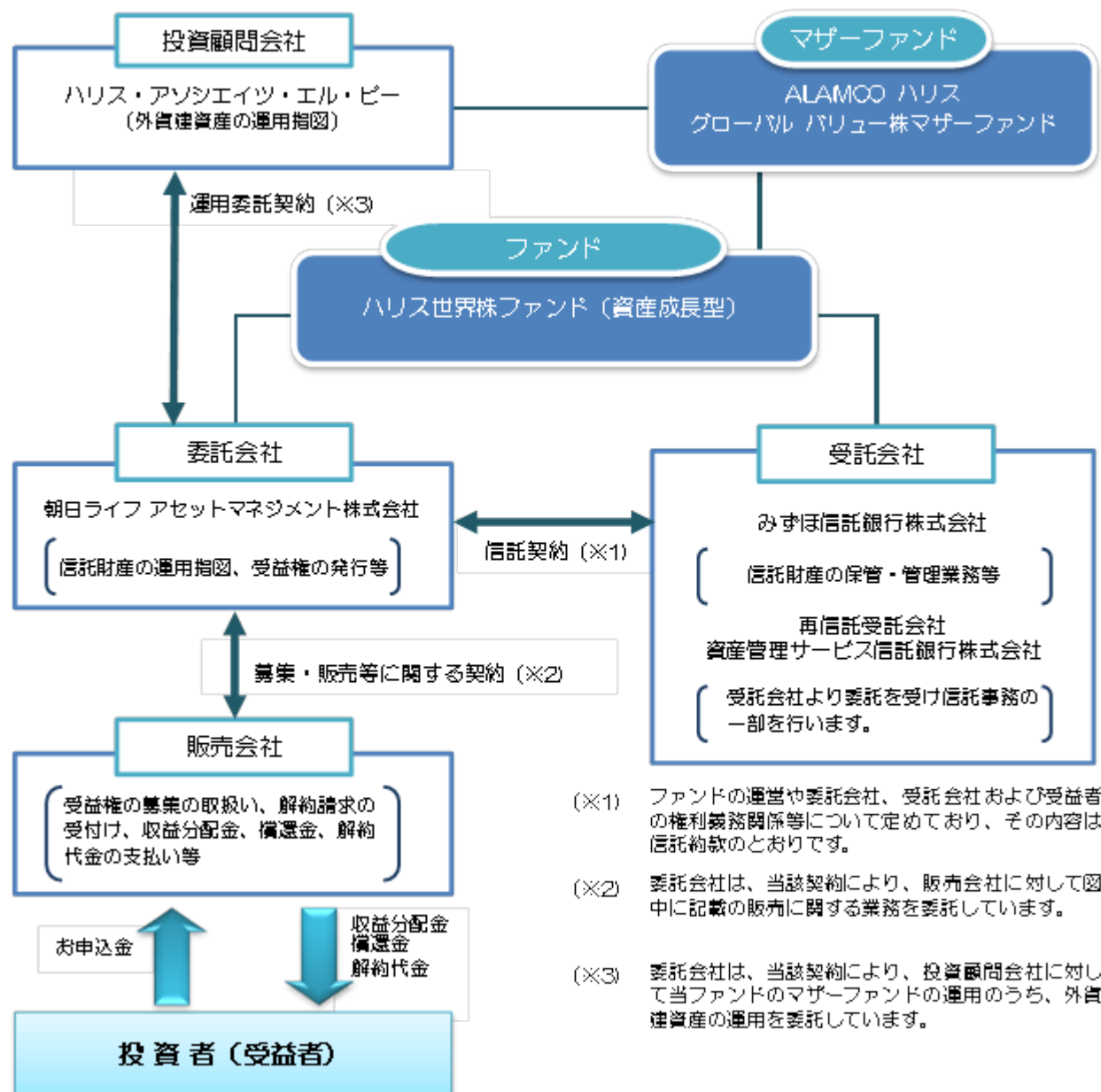
(3) 【ファンドの仕組み】

①当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者から集めた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。



②ファンドの仕組み及び関係法人



③委託会社の概況

1) 資本金の額 (2019年4月末現在)

30億円

2) 会社の沿革

1985年7月 朝日生命投資顧問株式会社設立

1999年4月 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況 (2019年4月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2-6-1	32,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

②ハリス・アソシエイツ社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国株式のうち、時価総額の大きな銘柄にグローバルな視点で投資し、値上がり益の獲得および配当等収益の確保を目指して運用を行います。

- ③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ④外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジは行いません。なお、対米ドルでは、円以外の通貨にかかる外国為替予約取引を行うことがあります。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（２）【投資対象】

- ①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - １）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）
 - c. 約束手形
 - d. 金銭債権
 - ２）次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形
- ②委託会社は、信託金を、主としてALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - １）株券または新株引受権証券
 - ２）国債証券
 - ３）地方債証券
 - ４）特別の法律により法人の発行する債券
 - ５）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - ６）特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - ７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - ８）協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - ９）特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10）コマーシャル・ペーパー
 - 11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記１）から11）までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14）投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - 17）預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22) 外国の者に対する権利で前記21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書ならびに12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものならびに14)の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13)および14)の証券(新投資口予約権証券ならびに投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3) コール・ローン

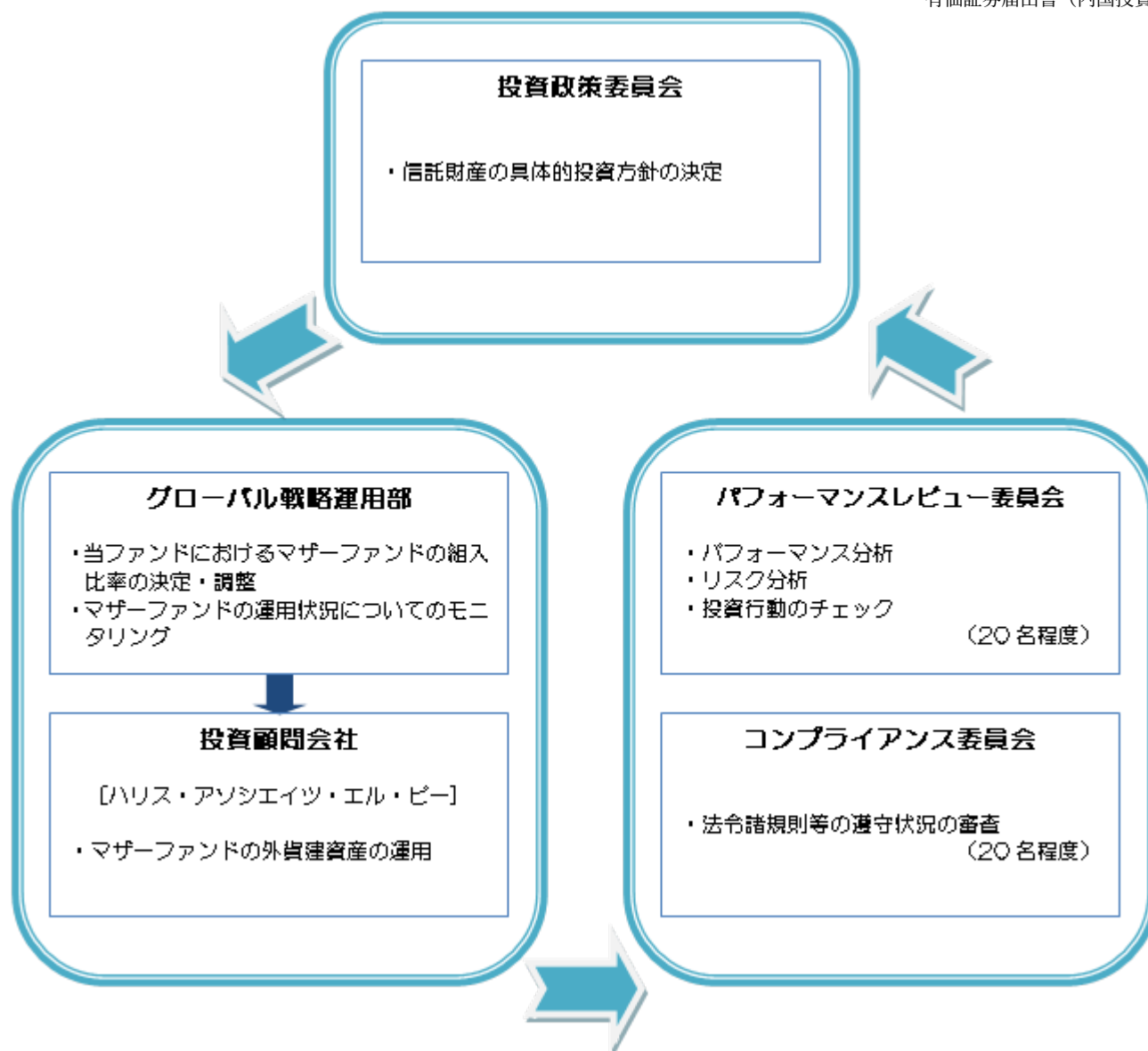
4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

④前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】



ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

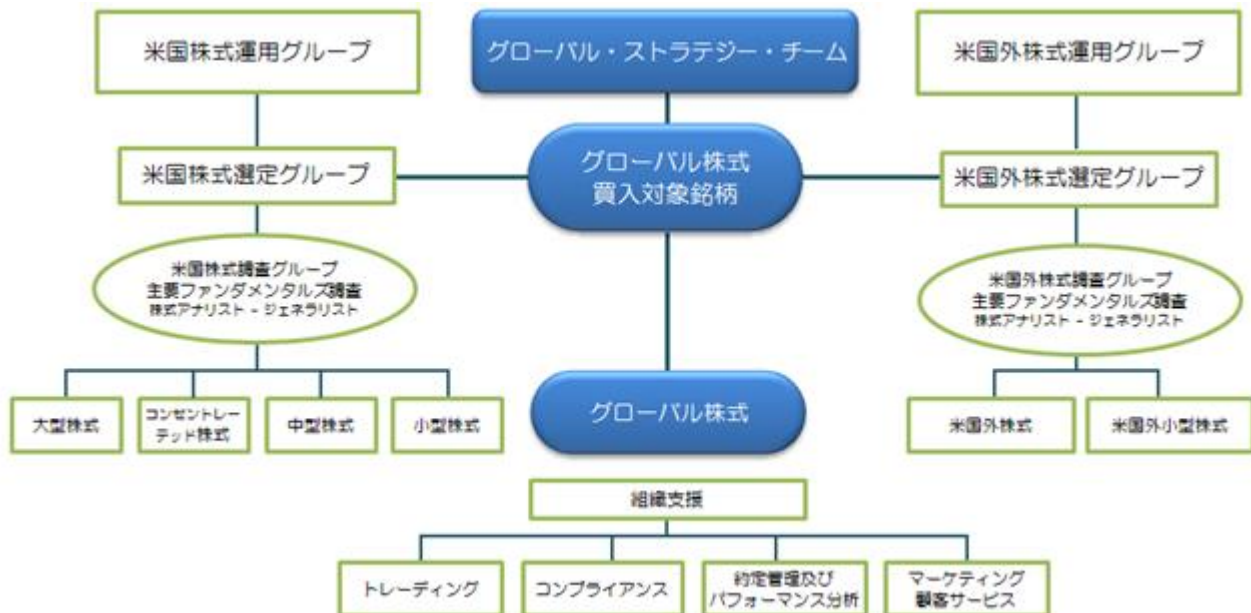
また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

- ①投資政策委員会においてファンドの具体的な投資方針を決定します。
- ②グローバル戦略運用部および投資顧問会社において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。
 - 1) グローバル戦略運用部は、当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率の決定・調整を行います。
 - 2) 投資顧問会社はマザーファンドの外貨建資産の運用を行います。
 - 3) グローバル戦略運用部は、常時マザーファンドの運用状況についてのモニタリングを行います。
- ③パフォーマンスレビュー委員会(20名程度)でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会(20名程度)で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。なお、パフォーマンスレビュー委員会およびコンプライアンス委員会は常勤役員等により構成され、経営の立場から適切に管理・監督を行います。
- ④受託会社等のファンドの関係法人(販売会社を除く)の管理については、日々の業務を通じ、業務執行能力、管理体制および知識・経験等をモニタリングしています。また、受託会社より内部統制に関する報告書を定期的に受領しています。

(注) 委員会および部の名称等は変更される場合があります。

＜参考＞投資顧問会社の運用体制

マザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社(ハリス・アソシエイツ社)の運用体制は以下のとおりです。



- ①グローバル・ストラテジー・チームが、マザーファンドのファンドマネジャーを担当します。
- ②トレーディング、コンプライアンスおよび事務等については、各運用グループに共通の組織が担当します。
- （注）グループ等の名称は変更される場合があります。

（４）【分配方針】

- ①毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

収益分配金額の決定にあたっては、複利効果による信託財産の成長を目指すため、原則として分配を極力抑制する方針とします。（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

- 3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

②分配時期

決算日は、毎年3月9日（休業日の場合は翌営業日）です。

③収益分配金の支払いについては、以下のとおりです。

1) 分配金受取コース

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

2) 自動けいぞく投資コース

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、税金を差し引いた後、無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

（注）将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

①信託約款に定める投資制限

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。＜信託約款「運用の基本方針」2.（3）＞
- 2) 委託会社は、取得時において、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみ

なした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

＜信託約款第15条第4項＞

上記において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。＜同条第6項＞（以下3）、5）、6）、7）において同じ。）

- 3）委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第15条第5項＞

- 4）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとしします。＜信託約款第18条＞

- 5）委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第19条第1項＞

- 6）委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第19条第2項＞

- 7）委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものをいいます（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。））の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第20条第1項＞

- 8）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとしします。＜信託約款第22条第1項＞

信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。＜同条第2項、第4項＞

上記において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。＜同条第3項＞

委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとしします。＜同条第5項＞

- 9）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため（投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のために限ります。）、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（以下「取引所」ということがあります。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、なら

びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。＜信託約款第23条第1項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため（投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のために限ります。）、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引、ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第2項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため（投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のために限ります。）、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第3項＞

- 10) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため（投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のために限ります。）、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第24条第1項＞

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

- 11) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため（投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のために限ります。）、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第25条第1項＞

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

- 12) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付けの指図を行うことができます。＜信託約款第27条第1項＞

1 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。＜同条第2項＞

委託会社は、有価証券の貸付けを行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。＜同条第3項＞

- 13) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第28条第1項＞

上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

- 14) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。＜信託約款第29条第1項、第4項＞

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

- 15) 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。＜信託約款第30条＞

- 16) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。＜信託約款第31条第1項＞

上記において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。＜同条第2項＞

- 17) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。＜信託約款第37条第1項＞

上記の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。＜同条第2項＞

- 1 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- 2 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 3 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。＜同条第3項＞

再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。＜同条第4項＞

借入金の利息は、信託財産中から支弁します。＜同条第5項＞

- 18) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。＜信託約款第26条＞

- 19) 前記1) から18) までの規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。＜信託約款「運用の基本方針」2.（3）＞

②法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜参考＞マザーファンドの概要

ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド

※以下「(3) 投資制限」までにおいて、「ファンド」、「信託財産」および「信託期間」とは、マザーファンドのそれらをいいます。

（1）投資方針

①投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

- 1) 主として、日本を除く世界各国株式のうち、時価総額の大きな銘柄にグローバルな視点で投資し、値上がり益の獲得および配当等収益の確保を目指して運用を行います。
- 2) 外貨建資産の運用にあたっては、ハリス・アソシエイツ・エル・ピーに運用の指図（米ドルを対価とする円以外の通貨にかかる外国為替予約取引の指図を含みます。）に関する権限を委託します。
- 3) ポートフォリオの構築にあたっては、企業訪問を含む企業調査を基本としたボトムアップ・アプローチにより、フリーキャッシュフロー、利益成長の潜在能力、業界における競争力、経営者の経営方針等から独自に評価した企業価値に対し割安な銘柄を発掘し、厳選投資します。
- 4) 発行体の属する国別の投資割合は、次のとおりとします。

アメリカおよびカナダの合計 25%～75%

上記以外の先進国(*)の各国 0%～30%

エマージング諸国(**)の各国 0%～10%

(*) オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイルランド、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スイス、スウェーデン、イギリスとします。

(**) アメリカ、カナダ、先進国以外の諸国とします。

- 5) エマージング諸国の株式への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 6) 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により、弾力的に変更を行うことがあります。
- 7) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。なお、対米ドルでは、円以外の通貨にかかる外国為替予約取引を行うことがあります。
- 8) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（2）投資対象

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りします。）
- c. 金銭債権
- d. 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、主として有価証券に投資を行うものをいいます。）
 - 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で前記21) の有価証券の性質を有するもの
- なお、1) の証券または証書、12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) および14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ②委託会社は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で前記5) の権利の性質を有するもの
- ③前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記②の金融商品により運用することの指図ができます。
- (3) 投資制限
- ①株式への投資割合には、制限を設けません。＜信託約款「運用の基本方針」2. (3)＞

- ②委託会社は、取得時において、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第13条第4項＞
- ③委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第13条第5項＞
- ④委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。＜信託約款第17条＞
- ⑤委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第18条第1項＞
- ⑥委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第18条第2項＞
- ⑦委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第19条＞
- ⑧委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。＜信託約款第20条第1項＞
- 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞
- 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞
- 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができます。＜同条第4項＞
- ⑨委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため（投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のために限ります。）、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第21条第1項＞
- 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため（投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のために限ります。）、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引、ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第2項＞
- 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため（投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のために限ります。）、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第3項＞
- ⑩委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため（投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のために限ります。）、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第22条第1項＞
- スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞
- スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞
- 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

- ⑪委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため（投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のために限ります。）、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第23条第1項＞
- 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ＜同条第2項＞
- 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞
- 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞
- ⑫委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の各号の範囲内で貸付の指図を行うことができます。＜信託約款第24条第1項＞
- 1 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。＜同条第2項＞
- 委託会社は、有価証券の貸付けを行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。＜同条第3項＞
- ⑬委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。＜信託約款第25条第1項＞
- 上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞
- 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞
- ⑭委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。＜信託約款第26条第1項、第4項＞
- 上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞
- 信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞
- ⑮外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。＜信託約款第27条＞
- ⑯委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。＜信託約款第28条＞
- ⑰デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。＜信託約款第23条の2＞
- ⑱前記①から⑰までの規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。＜信託約款「運用の基本方針」2.（3）＞

3【投資リスク】

①リスクに関する留意点

- 1) ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 2) ファンドは金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- 3) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 4) 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

②ファンドの主なリスク

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

1) 株価変動リスク

株式の価格（株価）が発行会社の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。株式の実質組入比率は原則として高水準を維持しますので、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

2) 為替変動リスク

外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落した場合（円高の場合）には、円ベースの資産価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

当ファンドでは、外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行いませんので、日本円と日本円以外の通貨間の為替相場の変動により、基準価額が大きく変動することがあります。

3) 信用リスク

発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し（価格がゼロになることもあります。）、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

4) カントリーリスク

一般に、有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。その結果、ファンドの投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。

5) 金利変動リスク

金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があります、ファンドの基準価額の変動要因となります。

6) 流動性リスク

有価証券を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がないために売却することができない、あるいは売り需要がないために購入することができない等のリスクをいいます。そのため保有有価証券の売却を行う

場合、市況動向や流動性、あるいはファンドの解約金額によっては、保有有価証券を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが生じる場合があります、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

7) ファミリーファンド方式に起因するリスク

マザーファンドへ投資する他のベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

8) 繰上償還リスク

当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

9) 為替取引の相手先に関するリスク

当ファンドは、外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行いませんが、対米ドルでは日本円以外の通貨にかかる外国為替予約取引を行うことがあります。

外国為替予約取引を行う場合、これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。

10) その他の留意点

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変等により閉鎖されることがあります。

③ リスク管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。マザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社は、運用委託契約に基づくガイドラインのとおり運用が行われているかのチェックを行うほか、定期的にレポートを作成し、ファンドの運用状況に関する情報を委託会社へフィードバックします。

1) パフォーマンス評価とリスク管理

- a. パフォーマンスおよびリスクの状況は、社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上で分析の基礎となるデータは、各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。
- b. 当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、役員、運用責任者を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。
- c. グローバル戦略運用部へのフィードバックは、パフォーマンスレビュー委員会を通じて行っています。
- d. グローバル戦略運用部は、常時のモニタリングおよび前記c.の結果、必要に応じてマザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社との調整を行います。

2) 運用にかかわるコンプライアンスチェック

- a. 担当ファンドマネジャー等においては、日次でリスク管理およびポジション管理を行っており、管理部門においても組入比率等の基礎数値を計算してリスク管理を行っています。
- b. マザーファンドの外貨建資産にかかる売買執行については、事後チェックを管理部が担当し、そのチェック状況についてはコンプライアンス室に報告を行っています。
- c. コンプライアンス室においては、信託約款や運用計画書に規定された資産配分、運用内容の遵守状況、ファンド間売買等についてのチェックを行っています。
- d. コンプライアンス実践の責任者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しています。コンプライアンス・オフィサーは社長の命を受けて、運用にかかるコンプライアンスの実践に関する基本方針を立案し、各部およびコンプライアンス室に対して必要な指示を行う権限を有しています。
- e. コンプライアンス・オフィサーが主催し経営陣が参加して開催されるコンプライアンス委員会においては、コンプライアンス状況の報告が行われ、問題案件等がある場合には、それらについての対応策、改善策、是正措置等を協議決定することとしています。
- f. グローバル戦略運用部は、常時のモニタリングおよび前記e.の結果、必要に応じてマザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社との調整を行います。

（注）委員会および部・室の名称等は変更される場合があります。

＜参考＞投資顧問会社のリスク管理体制

マザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社（ハリス・アソシエイツ社）のリスク管理体制は以下のとおりです。

1）運用担当者によるチェック

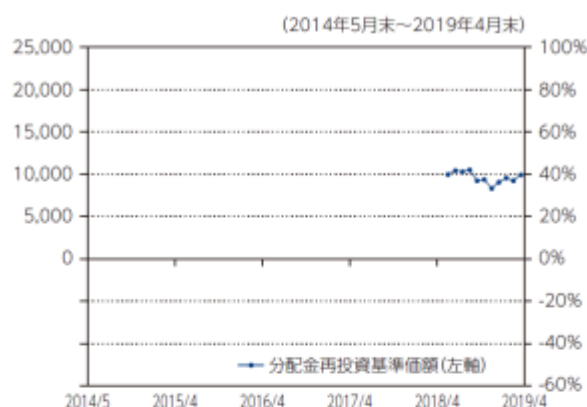
- a. 運用担当者は、運用委託契約に基づくガイドラインに定められた事項にしたがって運用を行います、個別銘柄の売買はすべてトレーダーを通じて執行されます。
- b. 売買執行後、運用担当者はポートフォリオの内容について分析を行い、ガイドラインに抵触していないかのチェックを行います。
- c. 定期的に他のファンドの運用担当者がガイドラインのとおり運用が行われているかどうかのチェックを行います。

2）その他

- a. コンプライアンスにかかる体制整備として、投資顧問会社では、法務担当責任者（ゼネラル・カウンセル）のもとにコンプライアンス・オフィサーを配置しています。
- b. ブローカーの選定に際しては、知名度、取引実績および信用力等についての基準を設けています。
- c. 投資顧問会社は、定期的にレポートを作成し、当ファンドの運用状況に関する情報を委託会社へフィードバックします。

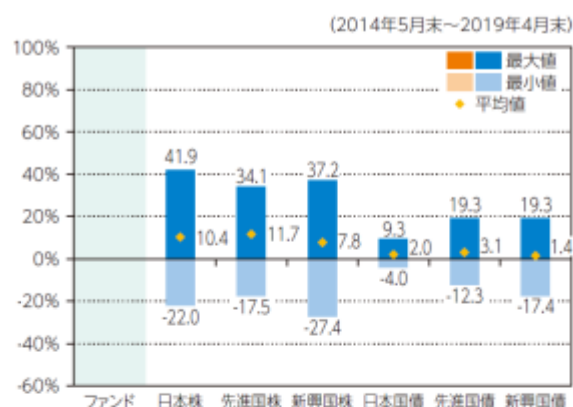
【参考情報】

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- ・年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。
- ・分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化しています。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- ・グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ・2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドについては、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%^注 (税抜3.0%) を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。取得申込時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

注：消費税率が10%となった場合は3.3%となります。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、純資産総額に対し年1.620%^注（税抜1.50%）の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

注：消費税率が10%となった場合は年1.650%となります。

信託報酬の配分およびそれを対価とする役務の内容は次のとおりです。

委託会社 [※]	販売会社	受託会社
年率1.00%（税抜）	年率0.45%（税抜）	年率0.05%（税抜）
委託した資金の運用の対価	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※委託会社の報酬には、ハリス・アソシエイツ社への「ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド」の運用指図権限委託報酬が含まれます。当該委託報酬の総額は、信託期間を通じて毎日、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に対し、年0.65%の率を乗じて得た額とします。

（４）【その他の手数料等】

①換金する受益者が負担する信託財産留保額として、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が差し引かれ、信託財産に残されます。

②信託財産に関する租税、信託財産にかかる監査費用および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用を役務の対価とする監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年0.0108%^{注1}（税抜0.01%）の率を乗じて得た額とします。ただし、年43万2千円^{注2}（税抜40万円）を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。

注1：消費税率が10%となった場合は年0.011%となります。

注2：消費税率が10%となった場合は年44万円となります。

③ファンドの組入有価証券売買時に支払う手数料を役務の対価とする売買委託手数料、先物取引・オプション取引・スワップ取引・金利先渡取引・為替先渡取引・外国為替予約取引に要する費用、公社債の借入れにかかる費用、資産を外国で保管する場合の費用ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

①個別元本について

１）追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

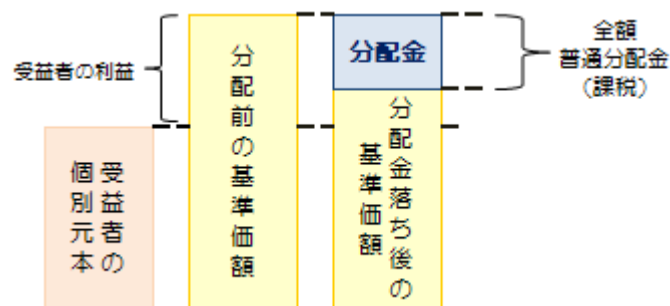
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより計算されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、販売会社毎に個別元本が計算されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本が計算される場合があります。
- 3) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

②収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）とがあります。

1) 普通分配金

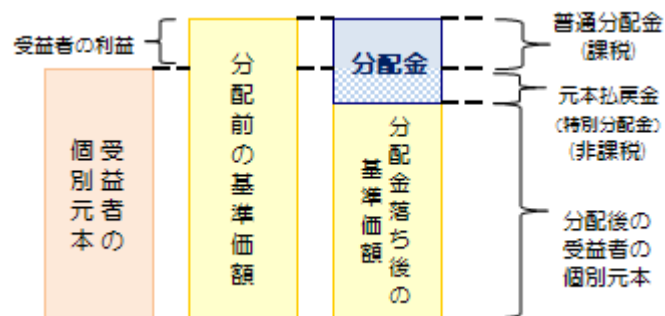
<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

2) 元本払戻金（特別分配金）

<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上図は、あくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

③個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税を選択することもできます。

b. ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時の解約価額^注および償還時の償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）は、譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

その税率は、20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%）です。

注：解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額です。

c. 損益通算について

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等や特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、他の上場株式等の譲渡損との損益通算が可能です。

- d. 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。NISA口座での損失と他の口座での配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、15.315%（所得税および復興特別所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

b. ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税および復興特別所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の徴収はありません。

c. 益金不算入制度の適用はありません。

④確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、ご換金（解約）時および償還時における課税は行われません。

上記は、2019年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2019年4月26日現在の状況を記載しています。

投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます

（1）【投資状況】

資産の種類	投資国または地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	293,920,485	99.09
コール・ローン、その他（負債控除後）		2,705,552	0.91
合計（純資産総額）		296,626,037	100.00

<参考>マザーファンドの投資状況

ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド

資産の種類	投資国または地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	17,078,145,765	46.62
	スイス	5,072,866,669	13.85
	ドイツ	5,039,563,827	13.76
	イギリス	3,069,863,552	8.38
	フランス	2,268,027,660	6.19
	イタリア	1,544,740,743	4.22
	南アフリカ	1,021,227,713	2.79
	韓国	679,543,085	1.86
コール・ローン、その他（負債控除後）		858,035,608	2.34
合計（純資産総額）		36,632,014,622	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1) 主要銘柄の明細

種類	銘柄	国／地域	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
親投資信託 受益証券	ALAMCO ハリス グローバル バリュース株 マザーファンド	日本	144,326,288	18,836	271,852,997	20,365	293,920,485	99.09

2) 種類別投資比率

国内／外国	種類	投資比率 (%)
国内	親投資信託受益証券	99.09
合計		99.09

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考>マザーファンドの投資資産

ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

1) 主要銘柄の明細（評価金額上位30銘柄）

種類	銘柄名 国／地域	通貨	業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株 式	BNP PARIBAS フランス	ユーロ	銀行	320,165	5,266 1,686,068,675	5,817 1,862,281,567	5.08
	DAIMLER AG-REG ドイツ	ユーロ	自動車・自動車部品	231,644	6,229 1,442,898,986	7,177 1,662,445,518	4.54
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG スイス	スイス フラン	各種金融	1,099,047	1,297 1,425,933,472	1,498 1,646,326,905	4.49
	CNH INDUSTRIAL NV イタリア	ユーロ	資本財	1,288,600	1,141 1,469,731,544	1,199 1,544,740,743	4.22
	ALPHABET INC-CL A アメリカ	米ドル	メディア・娯楽	10,635	128,624 1,367,917,777	141,752 1,507,532,297	4.12
	BAYER AG ドイツ	ユーロ	医薬品・バイオテクノロジー・ ライフサイエンス	194,400	8,315 1,616,475,681	7,592 1,475,914,971	4.03
	JULIUS BAER GROUP LTD スイス	スイス フラン	各種金融	240,310	4,447 1,068,600,030	5,421 1,302,701,910	3.56
	CHARTER COMMUNICATIONS INC アメリカ	米ドル	メディア・娯楽	30,242	37,754 1,141,751,901	41,022 1,240,590,530	3.39
	GLENCORE PLC イギリス	英ポンド	素材	2,651,400	415 1,101,770,555	463 1,228,664,911	3.35
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP アメリカ	米ドル	保険	231,600	4,720 1,093,168,212	5,055 1,170,622,547	3.20
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS アメリカ	米ドル	消費者サービス	117,800	9,222 1,086,355,429	9,801 1,154,606,746	3.15
	ALLIANZ SE ドイツ	ユーロ	保険	42,245	24,364 1,029,238,356	26,530 1,120,770,580	3.06
	GENERAL MOTORS CO アメリカ	米ドル	自動車・自動車部品	254,700	4,249 1,082,266,528	4,374 1,114,173,306	3.04
	NASPERS LTD-N SHS 南アフリカ	南アフリカ ランド	小売	36,053	23,743 856,020,465	28,326 1,021,227,713	2.79
	BOOKING HOLDINGS INC	米ドル	小売	4,770	192,648	208,741	2.72

	アメリカ				918,936,201	995,695,433	
CITIGROUP INC	米ドル	銀行	126,000	6,941	7,687	2.64	
	アメリカ			874,617,786	968,618,763		
LAFARGEHOLCIM LTD	スイス	素材	143,715	5,286	5,716	2.24	
	スイス	フラン		759,697,495	821,430,791		
WPP GROUP PLC	英ポンド	メディア・娯楽	619,211	1,230	1,306	2.21	
	イギリス			761,434,355	808,745,047		
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	ユーロ	自動車・自動車部品	82,800	8,975	9,426	2.13	
	ドイツ			743,151,594	780,432,758		
HALLIBURTON CORP	米ドル	エネルギー	223,300	3,073	3,268	1.99	
	アメリカ			686,093,604	729,801,788		
CONSTELLATION BRANDS INC-A	米ドル	食品・飲料・タバコ	30,700	18,965	23,730	1.99	
	アメリカ			582,245,217	728,513,947		
MOODY'S CORP	米ドル	各種金融	33,450	19,008	21,613	1.97	
	アメリカ			635,810,542	722,947,340		
CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	スイス	耐久消費財・アパレル	87,450	7,890	8,219	1.96	
	スイス	フラン		689,959,512	718,707,825		
BANK OF AMERICA CORP	米ドル	銀行	211,200	3,093	3,364	1.94	
	アメリカ			653,402,073	710,571,418		
LIBERTY GLOBAL GROUP-A	米ドル	メディア・娯楽	235,000	2,825	2,981	1.91	
	アメリカ			663,952,785	700,488,588		
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国ウォン	テクノロジー・ハードウェア および機器	157,550	4,236	4,313	1.86	
	韓国			667,431,797	679,543,085		
GENERAL ELECTRIC CO	米ドル	資本財	619,100	1,072	1,020	1.72	
	アメリカ			663,379,889	631,526,575		
TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	米ドル	半導体・半導体製造装置	123,600	4,273	4,975	1.68	
	アメリカ			528,102,012	614,920,877		
BAIDU INC - SPON ADR	米ドル	メディア・娯楽	32,680	18,304	18,783	1.68	
	アメリカ			598,182,972	613,827,476		
COMCAST CORP-CL A	米ドル	メディア・娯楽	122,700	4,272	4,802	1.61	
	アメリカ			524,119,369	589,171,105		

2) 業種別投資比率

国内／外国	業種	投資比率 (%)
外国	メディア・娯楽	17.43
	各種金融	10.02
	自動車・自動車部品	9.71
	銀行	9.67
	保険	7.84
	資本財	7.09
	素材	5.60
	小売	5.51
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.40
	食品・飲料・タバコ	3.94
	消費者サービス	3.15
	エネルギー	1.99
	耐久消費財・アパレル	1.96
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.86
	半導体・半導体製造装置	1.68
	運輸	1.59
	家庭用品・パーソナル用品	1.36
	ヘルスケア機器・サービス	1.25
	商業・専門サービス	0.62
合計		97.66

②投資不動産物件

該当事項はありません。

- ③その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (円)		基準価額 (円) (1万口当たりの純資産額)	
第1計算期間末 (2019年3月11日)	(分配付)	281,086,276	(分配付)	9,217
	(分配落)	281,086,276	(分配落)	9,217
2018年 6月末		262,286,050		9,992
7月末		331,374,734		10,461
8月末		349,922,860		10,314
9月末		351,396,232		10,524
10月末		299,979,001		9,228
11月末		307,311,952		9,370
12月末		274,820,904		8,332
2019年 1月末		289,449,246		9,050
2月末		294,690,038		9,552
3月末		279,995,026		9,247
4月末		296,626,037		9,936

② 【分配の推移】

		1万口当たりの分配額 (円)
第1計算期間末	2019年3月11日	0

③ 【収益率の推移】

期間		収益率 (%)
第1計算期間	自 2018年6月26日 至 2019年3月11日	△7.83

(注) 収益率は、計算期間末日の基準価額 (分配付の額) から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額 (分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。) を控除した額を前期末基準価額で除して計算しています。なお、第1計算期間については、前計算期間末基準価額を10,000円として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間		設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1計算期間	自 2018年6月26日 至 2019年3月11日	418,587,236	113,612,584

(注) 第1計算期間の設定数量には、当初設定口数を含みます。

(参考情報)



運用実績

(2019年4月26日現在)

● 基準価額・純資産の推移

基準価額 9,936円 純資産総額 2.96億円



● 分配の推移

決算期	分配金
2019年 3月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

● 主要な資産の状況

マザーファンドの資産の状況を記載しています。

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

資産別構成

	比率
株式	97.7%
その他資産	2.3%
合計	100.0%

組入上位10業種

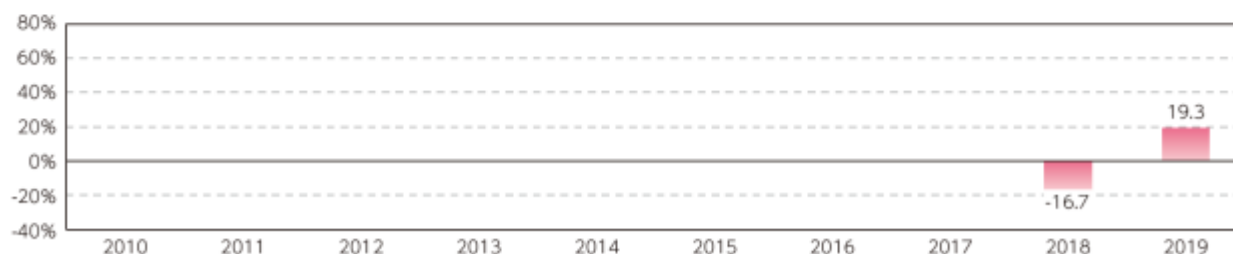
順位	業種名	比率
1	メディア・娯楽	17.4%
2	各種金融	10.0%
3	自動車・自動車部品	9.7%
4	銀行	9.7%
5	保険	7.8%
6	資本財	7.1%
7	素材	5.6%
8	小売	5.5%
9	医薬・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.4%
10	食品・飲料・タバコ	3.9%

※業種はGICS（世界産業分類基準）に基づく24産業グループによります。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	投資国	業種名	比率
1	BNP PARIBAS	フランス	銀行	5.1%
2	DAIMLER AG-REG	ドイツ	自動車・自動車部品	4.5%
3	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	スイス	各種金融	4.5%
4	CNH INDUSTRIAL NV	イタリア	資本財	4.2%
5	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	4.1%
6	BAYER AG	ドイツ	医薬・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.0%
7	JULIUS BAER GROUP LTD	スイス	各種金融	3.6%
8	CHARTER COMMUNICATIONS INC	アメリカ	メディア・娯楽	3.4%
9	GLENCORE PLC	イギリス	素材	3.4%
10	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	アメリカ	保険	3.2%

● 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※2018年は設定日（6月26日）から年末まで、2019年は4月26日までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日にいつでも行うことができます。申込受付時間は、原則として午後3時^注までとし、当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。ただし、ニューヨーク証券取引所が休場日の場合には、取得申込みの受付は行いません。該当する日については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

注：販売会社によっては午後3時より前に受け付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

- ②取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込金額の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- ③当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。申込方法および申込単位は、販売会社が個別に定めるものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、1口単位となります。
- ④お申込み価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。取得申込みには、お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等が別に加算されます。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、当該計算期間終了日の基準価額となります。

- ⑤お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%^注（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

注：消費税率が10%となった場合は3.3%となります。

- ⑥取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に、当該販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

- ⑦「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款^注」にしたがって契約を締結します。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者が、「定時定額購入サービス」を利用する場合には、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約^注を締結するものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

注：販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を定める名称の異なる契約または規定を使用することがあります。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

- ⑧委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。取得申込みの受け付けが中止された場合には、取得申込者は当該受付中止以前に行った取得申込みを撤回できます。ただし、取得申込者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとして取り扱います。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求について>

- ①解約請求は、販売会社の営業日にいつでも行うことができます。受付時間は、原則として午後3時^注までとし、当該解約請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分として取り扱います。

ただし、ニューヨーク証券取引所が休場日の場合には、当該解約請求の受付は行いません。該当する日については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

注：販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

- ②委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ③解約請求を行う受益者は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ご解約単位は、販売会社が個別に定める単位とします。
- ⑤ご解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額の0.3%）を差し引いた額です。1口当たりの解約価額に解約口数を乗じて得た額から、税金を差し引いた額がお受取金額となります。
- ご解約価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	http://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

- ⑥ご解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。
- ⑦信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- ⑧委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受付を取り消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の計算

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して計算します。当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。

当ファンドの信託財産に属する資産のうち、主要投資対象およびその評価方法は以下のとおりです。

ALAMCO ハリス グローバル バリューストックマザーファンド受益証券	移動平均法に基づき、基準価額により評価しています。
--------------------------------------	---------------------------

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<参考>マザーファンドの主要投資対象およびその評価方法

株式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。
----	---

②基準価額の計算頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページ <http://www.alamco.co.jp/>

フリーダイヤル 0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（２）【保管】

該当事項はありません。

※ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限です。

※「（５）その他 ①信託の終了（償還）」の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年3月10日から翌年3月9日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を各計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

①信託の終了（償還）

- 1) 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、1)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3) 2)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下3)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 2)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 2)から4)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、2)から4)までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- 6) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 7) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更等4)」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- 8) 受託会社がその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更等

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は1) から7) までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2) 委託会社は、1) の事項（1) の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、1) の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 2) の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下3) において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 2) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6) 2) から5) までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案した場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 1) から6) までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 8) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、1) から7) までの規定にしたがいます。

③公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

④運用報告書の作成および交付

- 1) 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買の状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を毎決算時および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
- 2) 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（<http://www.alamco.co.jp/>）に掲載します。
- 3) 2) の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤関係法人との契約の更改

- 1) 委託会社と受託会社との間の信託契約は無期限です。ただし、「①信託の終了（償還）」に該当することとなった場合には解約されます。
- 2) 委託会社と販売会社との間の募集・販売等に関する契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。
- 3) 委託会社と投資顧問会社との間の運用委託契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および投資顧問会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。

⑥信託事務処理の委託

受託会社は、再信託受託会社と再信託契約を締結することにより、当ファンドの信託財産すべてを再信託受託会社へ移管し、当ファンドにかかる信託事務処理の一部を委託することがあります。その場合には、信託財産の管理にかかる事務のうち再信託にかかる契約書類に基づく所定の事務を行います。

なお、再信託受託会社が受ける信託事務処理の一部の委託にかかる報酬は、受託会社が受け取る信託報酬の中から当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としします。）に支払います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

②償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日（以下「償還日」といいます。）後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が支払開始日から10年間請求を行わない場合は、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

③換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に解約請求をすることができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

④帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2018年6月26日から2019年3月11日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
【ハリス世界株ファンド（資産成長型）】
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 (2019年 3月11日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,035,751
親投資信託受益証券	279,529,161
流動資産合計	283,564,912
資産合計	283,564,912
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,511,506
未払受託者報酬	32,024
未払委託者報酬	928,714
未払利息	7
その他未払費用	6,385
流動負債合計	2,478,636
負債合計	2,478,636
純資産の部	
元本等	
元本	304,974,652
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△23,888,376
元本等合計	281,086,276
純資産合計	281,086,276
負債純資産合計	283,564,912

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自 2018年 6月26日 至 2019年 3月11日
営業収益	
有価証券売買等損益	△24,470,839
営業収益合計	△24,470,839
営業費用	
支払利息	3,443
受託者報酬	117,640
委託者報酬	3,411,401
その他費用	24,599
営業費用合計	3,557,083
営業利益又は営業損失（△）	△28,027,922
経常利益又は経常損失（△）	△28,027,922
当期純利益又は当期純損失（△）	△28,027,922
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△7,251,073
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,111,527
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	28,983
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,082,544
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△23,888,376

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額により評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月10日から翌年3月9日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2018年 6月26日から2019年 3月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (2019年 3月11日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	236,275,558円
期中追加設定元本額	182,311,678円
期中一部解約元本額	113,612,584円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	304,974,652口
3. 元本の欠損	
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その金額は23,888,376円であります。	
4. 1単位（1万口）当たりの純資産額	9,217円
（1口当たりの純資産額）	(0.9217円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 自 2018年 6月26日 至 2019年 3月11日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 年1万分の65	
2. 分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額	－円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円
	収益調整金額	125,412円
	分配準備積立金額	－円
	当ファンドの分配対象収益額	125,412円
	当ファンドの期末残存口数	304,974,652口
	1万口当たり収益分配対象額	4円
	1万口当たり分配金額	－円
	収益分配金金額	－円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第1期
		自 2018年 6月26日 至 2019年 3月11日

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。
2.金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスクに晒されております。 ※目論見書の記述に合わせて、主要なリスク項目を記載しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。 また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

第1期 (2019年 3月11日現在)	
1.貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	
(1) 親投資信託受益証券	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第1期(自 2018年 6月26日 至 2019年 3月11日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△22,230,553

合計	△22,230,553
----	-------------

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2018年 6月26日 至 2019年 3月11日
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

１）株式（2019年 3月11日現在）

該当事項はありません。

２）株式以外の有価証券（2019年 3月11日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド	148,401,551	279,529,161	
	日本円 小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.4%	148,401,551	279,529,161 100.0%	
	合計			279,529,161	

（注1）親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

（注2）組入時価比率は、左より純資産総額に対する評価額の割合、および、合計金額に対する評価額の割合であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、「ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド」の状況は以下のとおりです。

「ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

(2019年 3月11日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	567,759,630
コール・ローン	95,443,214
株式	33,265,947,699

派生商品評価勘定	166,030
未収入金	115,878,477
未収配当金	25,607,159
差入委託証拠金	1
流動資産合計	34,070,802,210
資産合計	34,070,802,210
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	301,507
未払金	79,684,564
未払利息	183
その他未払費用	3,200,920
流動負債合計	83,187,174
負債合計	83,187,174
純資産の部	
元本等	
元本	18,044,053,479
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	15,943,561,557
元本等合計	33,987,615,036
純資産合計	33,987,615,036
負債純資産合計	34,070,802,210

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、監査対象ファンドの計算期間末日の金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、監査対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における監査対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

（2019年 3月11日現在）	
1. 監査対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
元本額	
期首元本額	17,440,823,833円
期中追加設定元本額	1,150,981,284円
期中一部解約元本額	547,751,638円
2. 元本の内訳※	
ハリス世界株ファンド（毎月決算型）	8,873,479,234円
ハリス世界株ファンド（資産成長型）	148,401,551円
ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド2007（適格機関投資家専用）	2,590,385,843円
ALAMCO ハリス 年金グローバル バリュース株ファンド2007（適格機関投資家専用）	6,431,786,851円
3. 監査対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	18,044,053,479口
4. 1単位（1万口）当たりの純資産額	18,836円
（1口当たりの純資産額）	(1.8836円)

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額であります。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	期別 自 2018年 6月26日 至 2019年 3月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 ※目論見書の記述に合わせて、主要なリスク項目を記載しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託しているハリス・アソシエイツ社（以下、投資顧問会社という。）においては、運用委託契約に基づくガイドラインに定められた事項にしたがって運用を行い、売買執行後、ポートフォリオの内容について分析を行い、ガイドラインに抵触していないかのチェックを行っています。また、投資顧問会社は、定期的にレポートを作成し、当ファンドの運用状況に関する情報を委託会社へフィードバックしています。 委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。 また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。

4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
---------------------------	--

II 金融商品の時価等に関する事項

(2019年 3月11日現在)	
1.貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	
(1) 株式	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
(2) 派生商品評価勘定	「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。
(3) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（自 2018年 6月26日 至 2019年 3月11日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△4,399,218,386
合計	△4,399,218,386

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

（2019年 3月11日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	109,901,795	—	109,600,637	△301,158
	米ドル	45,747,039	—	45,512,586	△234,453
	ユーロ	32,961,842	—	32,926,312	△35,530
	スイスフラン	31,192,914	—	31,161,739	△31,175
	売建	109,901,795	—	109,736,114	165,681
	米ドル	64,154,756	—	64,148,951	5,805
	南アフリカランド	45,747,039	—	45,587,163	159,876

合計	219,803,590	—	219,336,751	△135,477
----	-------------	---	-------------	----------

時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2018年 6月26日 至 2019年 3月11日
該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

1) 株式（2019年 3月11日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	HALLIBURTON CORP	223,300	27.47	6,134,051.00	
	CATERPILLAR INC	25,625	131.35	3,365,843.75	
	GENERAL ELECTRIC CO	698,000	9.58	6,686,840.00	
	WABTEC CORP	3,748	70.12	262,809.76	
	GENERAL MOTORS CO	254,700	37.99	9,676,053.00	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS	117,800	82.45	9,712,610.00	
	ALPHABET INC-CL A	10,635	1,149.97	12,229,930.95	
	BAIDU INC - SPON ADR	32,680	163.65	5,348,082.00	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC	31,542	337.54	10,646,686.68	
	COMCAST CORP-CL A	122,700	38.19	4,685,913.00	
	GRUPO TELEVISA SA-SPON ADR	439,600	10.30	4,527,880.00	
	LIBERTY GLOBAL GROUP-A	235,000	25.26	5,936,100.00	
	LIBERTY GLOBAL GROUP-C	155,100	24.61	3,817,011.00	
	BOOKING HOLDINGS INC	3,855	1,715.82	6,614,486.10	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	18,700	166.19	3,107,753.00	
	HCA HEALTHCARE INC	32,765	124.74	4,087,106.10	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	12,865	402.64	5,179,963.60	
	CITIGROUP INC	126,000	62.06	7,819,560.00	
	WELLS FARGO & CO	163,700	49.80	8,152,260.00	
	MOODY'S CORP	33,450	169.94	5,684,493.00	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	231,600	42.20	9,773,520.00	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	28,730	169.22	4,861,690.60	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	138,600	38.20	5,294,520.00	

米ドル 小計	銘柄数：23	3,140,695		143,605,163.54 (15,932,992,894) 47.9%	
	組入時価比率：46.9%				
ユーロ	CNH INDUSTRIAL NV	1,288,600	9.17	11,816,462.00	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	82,800	72.16	5,974,848.00	
	DAIMLER AG-REG	251,744	50.08	12,607,339.52	
	DANONE	45,650	67.91	3,100,091.50	
	BAYER AG	139,300	69.49	9,679,957.00	
	BNP PARIBAS	327,165	42.34	13,853,801.92	
	ALLIANZ SE	44,645	195.88	8,745,062.60	
ユーロ 小計	銘柄数：7	2,179,904		65,777,562.54 (8,195,226,516) 24.6%	
	組入時価比率：24.1%				
英ポンド	GLENCORE PLC	2,759,600	2.96	8,194,632.20	
	EXPERIAN PLC	70,500	20.20	1,424,100.00	
	WPP GROUP PLC	681,911	8.53	5,819,428.47	
	DIAGEO PLC	71,400	30.33	2,165,919.00	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	54,200	61.59	3,338,178.00	
英ポンド 小計	銘柄数：5	3,637,611		20,942,257.67 (3,013,381,456) 9.1%	
	組入時価比率：8.9%				
スイスフラン	LAFARGEHOLCIM LTD	150,215	48.24	7,246,371.60	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	35,870	130.40	4,677,448.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	87,450	72.00	6,296,400.00	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	1,118,147	11.83	13,233,269.74	
	JULIUS BAER GROUP LTD	252,810	42.08	10,638,244.80	
スイスフラン 小計	銘柄数：5	1,644,492		42,091,734.14 (4,632,616,259) 13.9%	
	組入時価比率：13.6%				
韓国ウォン	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	149,850	43,800.00	6,563,430,000.00	
韓国ウォン 小計	銘柄数：1	149,850		6,563,430,000.00 (641,247,111) 1.9%	
	組入時価比率：1.9%				
南アフリカランド	NASPERS LTD-N SHS	36,053	3,071.59	110,740,034.27	
南アフリカランド 小計	銘柄数：1	36,053		110,740,034.27 (850,483,463) 2.6%	
	組入時価比率：2.5%				
合 計		10,788,605		33,265,947,699 (33,265,947,699)	

(注1)外貨建有価証券の種類別通貨計における()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券の邦貨換算額であります。

(注3)組入時価比率は、左より純資産総額に対する評価額（邦貨換算額）の割合、および、合計金額に対する評価額（邦貨換算額）の割合であります。

2) 株式以外の有価証券（2019年 3月11日現在）

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「（デリバティブ取引等に関する注記）取引の時価等に関する事項」にて開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2019年4月26日

I 資産総額	298,723,447 円
II 負債総額	2,097,410 円
III 純資産総額 (I - II)	296,626,037 円
IV 発行済数量	298,539,407 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.9936 円
(1万口当たり純資産額)	(9,936 円)

＜参考＞マザーファンドの現況

ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド

2019年4月26日

I 資産総額	36,669,419,864 円
II 負債総額	37,405,242 円
III 純資産総額 (I - II)	36,632,014,622 円
IV 発行済数量	17,987,405,012 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.0365 円
(1万口当たり純資産額)	(20,365 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換の手續等

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

ありません。

3. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

①資本金の額等（2019年4月末現在）

- 1）資本金：3,000百万円
- 2）発行可能株式総数：64,000株
- 3）発行済株式総数：32,000株
- 4）最近5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

②委託会社の機構

・会社の意思決定機構

委託会社の経営にあたる取締役は、株主総会によって選任されます。その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役全員で構成される取締役会は、委託会社の経営の基本方針を決定するとともに、代表取締役を選任します。代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、常勤取締役および役付執行役員によって構成される経営会議が、取締役会から委任を受けた事項を決定します。

・投資運用の意思決定機構

- 1）ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかわる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

- a. ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて資産別（株式および債券）運用委員会を開催し、個別資産および各プロダクトの投資戦略を決定します。

- b. 投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。

- 2）運用各部において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

- 3）パフォーマンスレビュー委員会でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。

（注）委員会および部・室の名称等は変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

2019年4月26日現在、当社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	17	79,861
追加型株式投資信託	59	389,984
合計	76	469,846

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となりました。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

期別		第32期 (2017年3月31日)		第33期 (2018年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			3,024,087		3,617,250
有価証券			100,000		704,422
前払費用	※2		51,940		54,207
未収委託者報酬			236,887		274,669
未収運用受託報酬	※2		401,415		552,340
未収収益			26,371		23,805
繰延税金資産			60,225		92,806
その他			150		1,648
流動資産計			3,901,079		5,321,151
固定資産					
有形固定資産					
建物	※1	10,620		9,457	
器具備品	※1	31,710	42,330	31,703	41,160
無形固定資産					
電話加入権		2,776		2,776	
ソフトウェア		9,715	12,491	10,282	13,058
投資その他の資産					
投資有価証券		726,627		19,821	
関係会社株式		38,291		38,291	
長期差入保証金	※2	36,900		37,299	
長期前払費用		5,824		4,077	
繰延税金資産		609	808,253	206	99,695
固定資産計			863,075		153,914
資産合計			4,764,155		5,475,065

（単位：千円）

期別		第32期 (2017年3月31日)		第33期 (2018年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
(負債の部)					
流動負債					
預り金			109,360		96,656
未払金					
未払手数料		76,520		89,883	
その他未払金		19,964	96,484	67,657	157,540
未払費用	※2		302,445		356,867
未払法人税等			23,851		248,927
未払消費税等			18,611		73,932
賞与引当金			138,907		143,674
流動負債計			689,660		1,077,599
負債合計			689,660		1,077,599
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,000,000		3,000,000
資本剰余金					
資本準備金		524,000	524,000	524,000	524,000
利益剰余金					
利益準備金		226,000		226,000	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		323,907	549,907	646,577	872,577
株主資本合計			4,073,907		4,396,577
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			587		888
評価・換算差額等合計			587		888
純資産合計			4,074,495		4,397,466
負債・純資産合計			4,764,155		5,475,065

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

期別		第32期 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)		第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益					
委託者報酬		2,201,357		2,823,503	
運用受託報酬		1,600,923		2,032,822	
その他営業収益		190,936	3,993,217	179,956	5,036,283
営業費用	※1				
支払手数料			609,252		815,521
広告宣伝費			14,372		11,519
公告費			200		200
調査費					
調査費		433,947		449,351	
委託調査費		1,327,756		1,561,756	
図書費		1,237	1,762,940	1,343	2,012,451
営業雑経費					
通信費		3,016		2,894	
印刷費		9,719		11,779	
協会費		4,785		4,655	
諸会費		2,608		2,480	
その他営業雑経費		538	20,667	538	22,347
営業費用計			2,407,434		2,862,040
一般管理費	※1				
給料					
役員報酬		83,633		80,534	
給料・手当		688,593		685,693	
賞与		24,797	797,024	80,291	846,519
交際費			3,480		4,177
寄付金			29,175		34,108
旅費交通費			17,406		19,598
租税公課			29,509		43,067
不動産賃借料			100,454		101,561
退職給付費用			40,837		41,914
福利厚生費			114,233		126,273
賞与引当金繰入			120,791		124,973
固定資産減価償却費			19,521		18,811
諸経費			91,063		115,170
一般管理費計			1,363,498		1,476,178
営業利益			222,284		698,064
営業外収益					
受取配当金	※1		39,415		33,246
有価証券利息			3,907		2,656

受取利息			19		19
受取賃借料			13,274		14,671
雑収入			985		282
営業外収益計			57,601		50,877
営業外費用					
雑損			0		84
営業外費用計			0		84
経常利益			279,885		748,857
特別利益					
投資有価証券売却益			1,647		56
特別利益計			1,647		56
特別損失					
固定資産除却損	※2		640		0
投資有価証券売却損			562		-
特別損失計			1,202		0
税引前当期純利益			280,330		748,914
法人税、住民税及び事業税		64,867		258,554	
法人税等調整額		11,922	76,790	△ 32,311	226,243
当期純利益			203,539		522,670

(3) 【株主資本等変動計算書】

第32期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	320,367	546,367	4,070,367	663	663	4,071,030
当期変動額										
剰余金の配当					△200,000	△200,000	△200,000			△200,000
当期純利益					203,539	203,539	203,539			203,539
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								△75	△75	△75
当期変動額合計					3,539	3,539	3,539	△75	△75	3,464
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	323,907	549,907	4,073,907	587	587	4,074,495

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	323,907	549,907	4,073,907	587	587	4,074,495
当期変動額										
剰余金の配当					△200,000	△200,000	△200,000			△200,000
当期純利益					522,670	522,670	522,670			522,670
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								300	300	300
当期変動額合計					322,670	322,670	322,670	300	300	322,971
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	646,577	872,577	4,396,577	888	888	4,397,466

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
--------------------	---

2. 固定資産の減価償却方法	(1)有形固定資産 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品4年～15年であります。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項**（貸借対照表関係）**

（単位：千円）

項目	第32期 (2017年3月31日)	第33期 (2018年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額		
建物	37,085	38,248
器具備品	100,694	112,589
※2 関係会社に対する資産及び負債		
前払費用	5,995	5,995
未収運用受託報酬	4,310	4,368
長期差入保証金	39,651	39,651
未払費用	6,645	7,238

（損益計算書関係）

（単位：千円）

項目	第32期 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
※1 関係会社との取引に係るもの		
営業費用	119,077	142,150
一般管理費	232,151	221,528
受取配当金	39,270	33,150
※2 固定資産除却損の内訳		
器具備品	640	0

（株主資本等変動計算書関係）

第32期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2016年6月28日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	6,250円	2016年3月31日	2016年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年6月22日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	利益剰余金	6,250円	2017年3月31日	2017年6月23日

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年6月22日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	6,250円	2017年3月31日	2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	500,000,000	利益剰余金	15,625円	2018年3月31日	2018年6月21日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業（委託者指図型投資信託の受益権の募集または私募に係る業務）、投資助言・代理業（投資顧問契約に係る業務）及び投資運用業（投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務）を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、関係会社株式、投資信託、及び満期保有目的の債券が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を把握し、保有状況を見直すよう努めております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第32期（2017年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,024,087	3,024,087	—
(2) 未収委託者報酬	236,887	236,887	—
(3) 未収運用受託報酬	401,415	401,415	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	809,207	815,570	6,362
② その他有価証券	17,419	17,419	—
(5) 未払費用	302,445	302,445	—

第33期（2018年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,617,250	3,617,250	—
(2) 未収委託者報酬	274,669	274,669	—
(3) 未収運用受託報酬	552,340	552,340	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	704,422	706,350	1,927
② その他有価証券	19,821	19,821	—
(5) 未払費用	356,867	356,867	—

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、並びに（5）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券は取引金融機関から提示された価格によっており、投資信託は基準価額によって
おります。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	2017年3月31日	2018年3月31日
非上場株式	38,291	38,291

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて
困難と認められるため、「（4）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期（2017年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	3,024,087	—	—	—
未収委託者報酬	236,887	—	—	—
未収運用受託報酬	401,415	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
（1）国債・地方債等	—	608,341	—	—
（2）社債	—	—	—	—
（3）その他	100,000	100,866	—	—
合計	3,762,391	709,207	—	—

第33期（2018年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	3,617,250	—	—	—
未収委託者報酬	274,669	—	—	—
未収運用受託報酬	552,340	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
（1）国債・地方債等	604,054	—	—	—
（2）社債	—	—	—	—
（3）その他	100,367	—	—	—
合計	5,148,682	—	—	—

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

第32期（2017年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	（1）国債・地方債等	608,341	612,480	4,138
	（2）社債	—	—	—
	（3）その他	200,866	203,090	2,223
	小計	809,207	815,570	6,362
	（1）国債・地方債等	—	—	—

時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		809,207	815,570	6,362

第33期（2018年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1) 国債・地方債等	604,054	605,310	1,255
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	100,367	101,040	672
	小計	704,422	706,350	1,927
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		704,422	706,350	1,927

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,791千円、関連会社株式12,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,791千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第32期（2017年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	投資信託	7,600	8,924	1,324
	小計	7,600	8,924	1,324
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	投資信託	8,972	8,495	△ 476
	小計	8,972	8,495	△ 476
合計		16,572	17,419	847

第33期（2018年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	投資信託	9,600	11,761	2,161
	小計	9,600	11,761	2,161
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	投資信託	8,940	8,060	△ 880
	小計	8,940	8,060	△ 880
合計		18,540	19,821	1,281

4. 事業年度中に売却したその他有価証券

第32期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	31,320	1,647	562

合計	31,320	1,647	562
----	--------	-------	-----

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	5,056	56	-
合計	5,056	56	-

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、2007年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

2.退職給付費用の内訳

（単位：千円）

	第32期 （自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日）	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）
確定拠出掛金等	40,837	41,914

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

（単位：千円）

	第32期 （2017年3月31日）	第33期 （2018年3月31日）
繰延税金資産		
（流動）		
未払事業税	4,517	15,963
未払事業所税	1,001	1,034
賞与引当金	41,797	58,376
未払役員報酬	104	97
未払法定福利費	6,304	8,879
未払寄付金	601	609
税務上の繰延資産	376	270
未払確定拠出掛金	1,090	1,081
未返還投資顧問料	1,154	1,592
未払監査費用	3,277	4,901
小計	60,225	92,806
繰延税金資産合計	60,225	92,806
（固定）		
関係会社株式評価損	3,689	3,689
敷金	2,184	2,351
税務上の繰延資産	868	598
小計	6,742	6,638

評価性引当金	△5,873	△6,040
繰延税金資産合計	868	598
繰延税金負債 （固定）		
其他有価証券評価差額金	259	392
繰延税金負債合計	259	392
繰延税金資産の純額	60,834	93,012

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

（単位：％）

	第32期 （2017年3月31日）	第33期 （2018年3月31日）
法定実効税率 （調整）	30.86	30.86
永久に損金に算入されない項目	1.86	0.31
永久に益金に算入されない項目	△4.32	△1.37
住民税均等割	0.82	0.31
評価性引当金の増減	0.06	0.02
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△0.00	-
法人税額の特別控除額	△1.77	-
その他	△0.11	0.08
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.39	30.21

（持分法損益等）

（単位：千円）

	第32期 （自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日）	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）
関連会社等に対する投資の金額	38,000	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	152,600	161,174
持分法を適用した場合の投資利益の金額	34,042	41,723

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社はオフィスの不動産貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積もりにあたり、使用見込期間は当該オフィスビルの耐用年数である50年を採用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	第32期 （自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日）	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）
期首残高	20,672	20,127
増減額（△は減少）	△545	△545
期末残高	20,127	19,581

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第32期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判定対象から除いております。

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

第32期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	126,000	生命保険業	(被所有) 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員の兼任	運用受託報酬	46,072	未収運用受託報酬	4,310
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	232,151	前払費用	5,995

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	126,000	生命保険業	(被所有) 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員の兼任	運用受託報酬	47,557	未収運用受託報酬	4,368
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	221,528	前払費用	5,995

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。

3. 営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

朝日生命保険相互会社（相互会社であるため上場していません）

（1株当たり情報）

（単位：円）

項目	第32期 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
1株当たり純資産額	127,327.97	137,420.83
1株当たり当期純利益	6,360.62	16,333.46

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第32期 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	203,539千円	522,670千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	203,539千円	522,670千円
普通株式の期中平均株式数	32,000株	32,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第34期中間会計期間末 (2018年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金			3,309,796
有価証券			402,028
未収委託者報酬			276,933
未収運用受託報酬			435,927
未収収益			23,808
その他			93,882
流動資産計			4,542,378
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	8,930	
器具備品	※1	42,507	51,437
無形固定資産			
電話加入権		2,776	
ソフトウェア		9,524	12,300
投資その他の資産			
投資有価証券		20,919	
関係会社株式		38,291	
長期差入保証金		36,197	
長期前払費用		3,203	
繰延税金資産		64,163	162,774
固定資産計			226,512
資産合計			4,768,891

（単位：千円）

		第34期中間会計期間末 (2018年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額
(負債の部)			
流動負債			
預り金			35,066
未払金			
未払手数料		88,015	
その他未払金		95,900	183,916
未払費用			324,900
未払法人税等			25,763
賞与引当金			85,669
その他	※2		26,359
流動負債計			681,675
負債合計			681,675
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			3,000,000
資本剰余金			
資本準備金		524,000	524,000
利益剰余金			
利益準備金		226,000	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		335,553	561,553
株主資本合計			4,085,553
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			1,661
評価・換算差額等合計			1,661
純資産合計			4,087,215
負債・純資産合計			4,768,891

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第34期中間会計期間 (自 2018年4月 1日 至 2018年9月30日)
科目	注記 番号	金額
営業収益		
委託者報酬		1,597,980
運用受託報酬		745,749
その他営業収益		92,784
営業収益計		2,436,513
営業費用		1,543,097
一般管理費	※1	702,182
営業利益		191,233
営業外収益	※2	47,422
営業外費用		1,192
経常利益		237,463
特別利益		11
税引前中間純利益		237,475
法人税等		19,991
法人税等調整額		28,508
中間純利益		188,976

(3) 中間株主資本等変動計算書

第34期中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	646,577	872,577	4,396,577	888	888	4,397,466
当中間期変動額										
剰余金の配当					△500,000	△500,000	△500,000			△500,000
中間純利益					188,976	188,976	188,976			188,976
株主資本以外の項目 の当中間期変動額（純額）								772	772	772
当中間期変動額合計	-	-	-	-	△311,023	△311,023	△311,023	772	772	△310,251
当中間期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	335,553	561,553	4,085,553	1,661	1,661	4,087,215

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品4年～15年であります。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

（単位：千円）

項目	第34期中間会計期間末 (2018年9月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	38,775
器具備品	118,125
※2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

（単位：千円）

項目	第34期中間会計期間 (自 2018年4月 1日 至 2018年9月30日)
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	6,063
無形固定資産	2,125
※2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	40,831
受取賃借料	5,472
有価証券利息	974

（中間株主資本等変動計算書関係）

第34期中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	500,000,000	15,625	2018年3月31日	2018年6月21日

（金融商品関係）

第34期中間会計期間末（2018年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,309,796	3,309,796	—
(2) 未収委託者報酬	276,933	276,933	—
(3) 未収運用受託報酬	435,927	435,927	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	402,028	402,590	561
②その他有価証券	20,919	20,919	—
(5) 未払費用	324,900	324,900	—

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、並びに(5) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券は取引金融機関から提示された価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（注2）非上場株式（中間貸借対照表計上額38,291千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第34期中間会計期間末（2018年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	301,911	302,250	338
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	100,117	100,340	222
	小計	402,028	402,590	561
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		402,028	402,590	561

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式25,791千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	8,600	11,702	3,102
	小計	8,600	11,702	3,102
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	9,924	9,217	△706
	小計	9,924	9,217	△706
合計		18,524	20,919	2,395

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

(単位：千円)

	第34期中間会計期間 (自 2018年4月 1日 至 2018年9月30日)
関連会社等に対する投資の金額	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	143,062
持分法を適用した場合の投資利益の金額	22,688

(資産除去債務関係)

第34期中間会計期間末（2018年9月30日）

資産除去債務の変動の内容及び当中間会計期間における総額の増減は次のとおりであります。

当期首残高	19,581千円
増減額（△は減少）	△272千円
当中間会計期間末残高	19,309千円

(注) 当社は不動産貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。当該資産除去債務については負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当中間会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第34期中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、中間損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

（単位：円）

項目	第34期中間会計期間 （自 2018年4月 1日 至 2018年9月30日）
1株当たり純資産額	127,725.48
1株当たり中間純利益金額	5,905.50

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第34期中間会計期間 （自 2018年4月 1日 至 2018年9月30日）
中間純利益（千円）	188,976
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	188,976
普通株式の期中平均株式数（株）	32,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

①定款の変更等

- 1）委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- 2）委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。
- 3）委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。

②訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<受託会社>

①名称

みずほ信託銀行株式会社

②資本金の額(2018年9月末現在)

247,369百万円

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(参考)再信託受託会社の概要

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円(2018年9月末現在)

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<販売会社>

①名称	②資本金の額 (単位：百万円)	③事業の内容
株式会社SBI証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945	同上
マネックス証券株式会社	12,200	同上
楽天証券株式会社	7,495	同上

(注) 資本金の額は、2018年9月末現在を記載しています。

<投資顧問会社>

①名称

ハリス・アソシエイツ・エル・ピー

②資本金の額(2018年12月末現在)

3,801千米ドル(約421百万円)

(米ドルの円換算は、便宜上、2018年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111円00銭)によります。)

③事業の内容

各種の証券を購入、売却、交換および取引することを含む投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

<受託会社>

ファンドの受託者として信託財産の保管・管理、計算等を行います。

<販売会社>

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行い、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、解約代金、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行います。

<投資顧問会社>

委託会社から当ファンドのマザーファンドの運用指図(為替ヘッジを含む外貨建資産)に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

3【資本関係】

<受託会社>

該当事項はありません。

<販売会社>

該当事項はありません。

<投資顧問会社>

該当事項はありません。

第3【その他】

- ①目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用するほか、ファンドの形態等を記載することがあります。
- ②請求目論見書に信託約款の全文を掲載します。
- ③目論見書に、以下の内容を記載することがあります。
 - 1) 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - 2) 金融商品取引業者登録番号、設立年月日、運用する投資信託財産の合計純資産総額などの委託会社に関する情報
 - 3) 請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に記載されている旨
 - 4) 目論見書の使用開始日
 - 5) 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - 6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - 7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨を記録しておくべきである旨
 - 8) 購入に際しては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- ④当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。
- ⑤目論見書の別称として、「投資信託説明書」という名称を用いることがあります。
- ⑥目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- ⑦目論見書の運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2018年6月20日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

白倉 健司 ⑩

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハリス世界株ファンド（資産成長型）の2018年6月26日から2019年3月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハリス世界株ファンド（資産成長型）の2019年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2018年12月7日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	伊藤 志保 ⑩
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	窪寺 信 ⑩
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。